

「働きやすい職場認証制度」助成交付要綱

令和5年5月16日制定
公益社団法人大分県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人大分県トラック協会（以下「県ト協」という。）が人材確保対策の一環として、会員事業者が「働きやすい職場認証制度（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度）」を取得した際の費用の一部を助成することで、労働環境及び職場環境の整備を推進することを目的とする。

(助成の対象活動)

第2条 助成の対象は、原則、当該年度4月以降実施した「働きやすい職場認証制度」の新規申請及び更新申請の際に、納入した登録料の費用とし、第4条に定めるすべての書類を備えたものを対象とする。

2 助成対象となる申請事業者は、県ト協の所定義務を満たしていることとする。

(助成の交付額)

第3条 会員事業者に対する助成金の交付額は、1事業所あたり「働きやすい職場認証制度」の登録料の上限2万円とする。ただし、安全性優良事業所（Gマーク取得事業所）については、登録料の上限4万円とする。

(交付申請)

第4条 会員事業者は、当該年度4月以降実施したものを、原則月ごとに、翌月の末日（2月分は2月末日）までに、様式「働きやすい職場認証制度申請書」に運転者職場環境良好認証制度審査申込書（様式A）（写）、申請にかかる本社・営業所一覧（様式B）（写）、登録証書（写）、審査料・登録料にかかる請求書（写）、審査料・登録料にかかる領収書（写）を添えて県ト協に提出するものとする。但し、受付期間中において当該年度の予算に達した場合は、受付を終了することもある。

(助成金の交付)

第5条 県ト協は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、会員事業所に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第6条 提出された書類の記述内容に誤りが認められる場合は、その事実を確認した上で、助成金の返還を求めることがある。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、労働委員会で協議することとする。

(付則)

この要綱は令和5年5月16日から適用する。

令和7年5月30日一部改正。